

令和7年度 第10回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和7年度第10回農業委員会総会日程表

日時 令和8年1月6日(火) 午後1時30分～  
場所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第6 議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について  
(追加議案)  
日程第8 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

### 出席委員 (17名)

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎  | 3 森川雅之  | 4 石川光男  | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆   | 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  | 9 星川俊夫  |
| 10 河村久仁彦 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 |
| 15 鈴木和治  | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川武将  |         |         |         |

### 出席農地利用最適化推進委員 (23名)

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 脇 純 樹 | 2 石川 茂  | 3 山下宏二  | 4 星川久和  |
| 5 高橋忠明  | 6 佐藤保之  | 7 宇高 勉  | 8 鎌倉静夫  |
| 9 竹本正行  | 10 喜井仁志 | 11 村上紘一 | 12 石川 繁 |

13 紀井正明      14 受川清男      17 鈴木一郎      18 伊藤浩一  
19 萩尾博      20 高橋秀典      21 越智寧      22 近藤良啓  
23 河村嘉男      24 竹内正篤      25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

11 坂上宏

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

15 三好昇      16 合田篤夫

出席した職員

事務局長 岩田政嗣      次長 三宅栄一      次長 石川みちる  
主査 大西洸喜

第10回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年1月6日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

11番 坂上 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

15番 三好 委員

16番 合田 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

18番 則友 委員、19番 石川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、

を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和7年10月31日解約。

番号2の案件については、令和7年11月15日解約。

番号3の案件については、令和7年12月1日解約。

番号4の案件については、令和7年11月25日解約。

番号5の案件については、令和7年12月1日解約。

番号6の案件については、令和7年11月28日解約。

以上、6件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で、報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、使用貸借による権利の設定です。借受人は、本申請で新たに農地の権利を設定される新規就農者であるため、12月5日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は、水稻の作付けを予定しています。

番号2から番号5の案件については、受人が同じであるため一括して説明いたします。いずれも、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに

農地を取得する新規就農者であるため、12月18日に地元農業委員、推進委員とともにヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は、野菜や果樹の栽培を予定しています。

番号6の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月18日に地元農業委員、推進委員とともにヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号7と番号8の案件については、借受人が同じであるため一括で説明いたします。いずれも使用貸借による権利の設定で、借受人は、本申請で新たに農地の権利を設定される新規就農者であるため、12月16日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は、ショウガや里芋等の栽培を予定しています。

番号9の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号10の案件については、使用貸借による権利の設定です。借受人は、本申請で新たに農地の権利を設定される新規就農法人であるため、12月23日に会長及び地元農業委員、推進委員とヒアリングを行いました。借受人の事業所は新居浜市ですが、事業目的が農業を中心とした地域産業に関わる機会を設けることで、現在、貸付人に農業の指導を受けていることから、今回の申請の運びとなりました。許可後は、ネギの栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 借受人は、今回の申請で新たに農地の使用貸借による権利設定を受ける新規就農者であるため、12月5日にヒアリングを行いました。

借受人は、30年来農業に携わっておりますが、このたび、高齢により耕作できなくなった所有者から依頼され申請地を借り受けるもので、稲作の作付けを予定しています。すでに、トラクターや田植え機などの農機具を所有しており、農地の管理は十分可能であると思われます。

地元出身ということで周辺地域との関係に問題はなく、今後も地域の取り決めを遵守し農業に従事していくことを確認しました。

議長 続きまして2番から5番

委員 借受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月18日にヒアリング及び現地確認を行いました。

借受人は現在、申請地に隣接する会社を経営しており、隣接する農地で農業を始めようとするものです。当面は、渡人から指導を受けながら技術を取得し、水稻、野菜、果樹を栽培する予定です。労力については、渡人や従業員・臨時雇用で対応するというので、営農については問題ないと思われます。農機具については、当面、渡人の内の一人からレンタルし、徐々に整備していくそうですので、農地の管理についても十分可能と思われます。今後におきましては、地域の農地の利用調整や水路掃除に積極的に参加することを確認しました。また、農業への関心と意欲的に農業を行っていく意思も確認しました。

議長 6番

委員 借受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月18日にヒアリング及び現地確認を行いました。

申請地は住居のすぐ隣りにあり、野菜の栽培を予定しています。長年耕作

放棄地であったため土壌改良から始めるとのことでした。農機具は草刈り機や鍬を所有しており、トラクター等は必要に応じて借用するとのこと、農地の管理については十分可能であると思われます。農作業についても、野菜や果樹の栽培経験があるとのことなので問題ないと思われます。地域の水路清掃等へは積極的に参加し、取決めについては遵守することを確認しました。農業への意欲は感じられましたので問題ないと思われます。

議 長 7番と8番

委 員 借受人は、今回の申請で新たに農地の使用貸借による権利設定を受ける新規就農者であるため、12月16日にヒアリング及び現地確認を行いました。借受人には、コーヒーや野菜の栽培経験があり、このたび、本格的に農業を始めたいと考え自宅周辺にある農地を探していたところ、今回の申請地を借り受けることができることとなり、ショウガや里芋の栽培を予定しています。農機具については耕運機を所有しており、今後必要なものは購入する予定ですが、近隣の農家の協力もいただけるとのこと、農地の管理は十分可能であると思われます。地元出身ということで周辺地域との関係に問題はなく、今後も地域の取り決めを遵守し、経営規模拡大に向けて農業に従事していくことを確認しました。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 10番

委 員 借受人は、今回の申請で新たに農地の使用貸借による権利設定を受ける新規就農法人であるため、12月23日に会長と地元農業委員の鈴木委員と私と事務局とでヒアリングを行いました。

借受人は、現在、貸付人の指導の下、ネギの栽培に携わっておりますが、

このたび、貸付人から申請地を借り受けて、ネギの栽培を予定しています。農業従事者は利用者と職員を合わせて43名おり、年間を通して農作業を行うとのことです。農機具は、当面の間、貸付人からトラクターや管理機などを借用するとのことで、農地の管理は十分可能であると思われま  
す。今後も経営安定を図るため規模拡大を考えており、ネギだけでなく水  
稲、里芋の栽培も予定しています。また、申請地は貸付人の事業所の付近  
であるため、地域の水路清掃等への参加や取決め等は問題ないと思われま  
す。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案の  
とおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見」について、説明いたします。

申請件数は3件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たし  
ております。

番号1の案件について、申請地にある農業用倉庫が老朽化していることに伴  
い、効率的な農作業ができるよう規模を大きくした農業用倉庫を建て直すも

ので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、申請人は現在、賃貸共同住宅に居住しておりますが、家族が増え手狭になってきたため、生活環境の良い申請地に自己住宅及び倉庫を建築するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、申請人は現在、自己住宅に家族と居住しておりますが、現在の住宅を子へ譲り、夫婦で生活するための自己住宅を新たに建築するもので、申請地は宅地化が進んでおり市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は4件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は家族と賃貸共同住宅に居住していますが、子どもが生まれ手狭になってきたため、申請地の一部を母親から借り受け、その隣接地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第1種農地ですが、例外許可事由の集落接続に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域で住宅地の要望が多いことから、生活環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は運送業を営む法人で、現在、事業拡大による大型車両の増車や従業員の増加に伴い駐車場の確保が必要となったため、既存駐車場の隣接地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は既存施設の隣接地であることから、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は運送業を営む法人で、物流の発展と共に、製

品や資材の保管・管理・出荷を行う施設が年々手狭になってきたため、既存施設の隣接地を譲り受けての物流倉庫建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行

っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号1の案件について、12月18日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまで継続して農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。また、12月18日に、それぞれの地区担当委員が申請者と現地確認のうえ、聞き取りを行いました。対象の13筆では、いずれも水稻や果樹の栽培を行っており、各地区においてしっかりと管理されていることを確認しましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 大西 主査

大西 それでは、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定8件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の賃貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年9カ月の使用貸借です。

番号7の案件については、10年間の使用貸借です。

番号8の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号8について、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議 長 追加議案、日程第8、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、本日、追加議案として配布しております、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について説明いたします。

番号1と番号2の案件については、前回の総会にて審議され、「異議がない旨の意見」を附して県へ進達した案件ですが、申請者の諸事情により申請を取り下げるものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番と2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委員A 今回のこの案件については、農業委員会の総会で承認を得て県へ進達したが、県から許可の見込がないと連絡を受けて取り下げることになった案件ですよ。そうなったことへの説明をお願いしたい。また、問題となった第1種

農地と第2種農地の境については、ご存じない委員さんが多いと思うのですが、その境がわかる地図はあるのですか。

三 宅 農地区分の地図は作成しており、その地図を作成するにあたっては、当時、県の担当職員と農業委員会事務局職員が現地確認を行っています。今回の件については、当時と現在とで状況が異なっていることが原因であると思われます。

委員A その地図は、更新の予定はないのですか。

三 宅 現地の状況はその時々で変化するため、地図の更新については、今後現地確認をしながら進めていく必要があります。

委員A では、こういう案件が出てきた場合は、県の担当者や農業委員会事務局職員が現地確認を行いながら進めていくということですね。

三 宅 はい。農地区分の判断が難しい案件についてはそういうことになります。

委員A わかりました。

委員B 今のことに関連して、今回の案件で県が許可の見込がないと判断したのは、農地区分の問題であるとするれば、提案する前に、事務局の方で確認をすることになっていると思います。それを受けて、委員が審議し、問題がなければ県へ進達するということになっていますよね。地図がなくても、その案件が提案できるかどうかということは、事務局で把握できることではないのですか。

三 宅 最終的には事務局が判断することだと思います。ただ、今回の件に関しましては、農地1筆分が繋がって一団の農地、つまり第1種農地と判断されたものでありますが、その1筆分の繋がりで一団の農地と判断される基準についての認識不足であったとは思いますが、提案する案件については必ず現地確認を行っておりますが、今後は、なお慎重に確認が必要であると思っております。ただ、第1種農地でも、例外許可事由に該当する場合は転用許可申請す

ることができますが、今回の太陽光発電施設については、その事由には該当しないということです。

委員C ということは、現地の確認をより慎重にすれば、今回と同じような問題にはならないということですね。

三宅 はい。集団農地があるところにつきましては、申請の相談があった時点で県と協議し、現地もよく確認した上で申請を受け付けるようにします。

委員B 今回取り下げをする場所は、農地区分の判断が難しかったということですか。

三宅 農地1筆が農地の集団同士をつないで第1種農地とみなされたわけで、判断としては難しいところではあります。

委員B 明確なラインが引かれていたわけではないということですか。

三宅 明確なラインは、状況によって変化するため引かれていませんので、その都度、確認が必要となってきます。

委員B わかりました。

委員D 農地の区分というのは、地番で指定されているのではなく地図で指定されているのですか。

三宅 地図で指定されています。

委員D 台帳の地番ごとに指定されてはいないのですか。

三宅 青地はそのように指定されているのですが、実際の農地の区分については現況で判断することになります。農地区分を判断する時に適用される分断線というものがあり、国道、県道、1・2級河川、鉄道や農地以外の地目などに包囲されていることがそれにあたります。それがなく、農地が1筆でも繋がっていれば一団の農地とみなされますが、その中に高低差があれば、そこは分断線として考慮されます。

委員D わかりました。

委員A 今回のことも含めて、農地区分については県担当者と十分協議する必要がある

ると思います。

三宅 はい。十分協議や確認をしながら進めていくようにします。  
議長 今回の案件については、私自身も問題ないという認識を持っておりましたし、農業委員会事務局の方でも、転用許可申請が可能な農地であると思っておりました。今後は、事前に相談を受けた段階で県と確認しながら進めていきたいと思っております。そういった相談がありましたら、皆様方にもご協力いただきたいと思います。

議長 この件につきましては色々なご意見がありましたが、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、取下願を受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号は、「取下願に係る意見」を附して県知事に進達いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。  
これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 20)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

---

委 員 利根禎幸

---

委 員 石川武将

---